

BCP

(新型コロナ対策)

全日本学生馬術大会実施のために

作成 全日本学生馬術連盟 橋本茂

Ver 2. 0

作成日 令和 2 年 9 月 3 0 日

競技会における新型コロナ対策の実施は、コロナプロトコルを遵守されることを前提に実施される。

本BCPでは、新型コロナの感染状況に応じた対応（下記2の項）及び実際の感染者が発生した際の対応（下記3の項）をについて言及をする。

1 新型コロナ感染上、判断が必要な場合の組織（名称をコロナ対策BCP会とする）

- ① 新型コロナ対策委員長は大会委員長とする
- ② 判断は大会会長、大会委員長、技術代表、審判長、競技委員長、及び学生幹事長、副幹事長にて打合せを行い、決定する
- ③ 新型コロナの情報は、大会委員長に情報を集中し、大会委員長より集合がかけられる
- ④ 2週間前より大会委員長は大会会場管理者及び幹事長と連動し、地域及び大学ごとの状況を把握する
- ⑤ 全日本学生幹事長は各地区幹事長から各地区の大学等の情報が報告される体制を整え、情報があつた際には大会委員長に速やかに報告する
- ⑥ 大会委員長に問題あつた場合は、技術代表、競技委員長の順で責を移管する。新型コロナウィルス対策委員長の責も負う。
- ⑦ 全日本学生幹事長に問題があつた場合は、関東地区の全日本学生馬術連盟副幹事長、関西地区全日本学生馬術連盟副幹事長の順で責を移管する

2 新型コロナ感染状況を鑑みた判断について

① 活動レベル

感染状況／政府等による要請レベルに従って、10月20～22日の間にコロナ対策BCP会は実施の可否判断を行う。

判断後、メールにて結論を理事会及び各地区幹事長に伝え、参加予定大学に連絡される。また全日本学生馬術連盟ホームページ上で周知を行う

② 実施判断について

判断については、厚生労働省資料等を参照し、レベル0からレベル5を下記の通り設定し、実施の判断を行う。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

判断について

レベル0、1、2の場合は実施とする

レベル3の場合は、コロナ対策BCP会を開催し、実施の可否判断を行う。その上で緊急理事会開催或いは副会長（地区会長）及び理事（卒業生・学生）へ速やかに連絡する。

レベル4或いは5の場合、大会の中止を前提に検討し、その上で緊急理事会開催或いは副会

長（地区会長）及び理事（卒業生・学生）へ速やかに連絡する。

③ レベルについて

レベル0

（感染状況） WHO・政府等により新型コロナウイルス感染症の終息宣言が出されている状況、または山梨県において、2週間以上新規感染者のない状況（要請レベル）及び政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等が全く発出されていない状況

レベル1

（感染状況） 政府によるステージ・指標で、山梨県において、6指標のうち、ほぼ全ての項目でステージⅢの目安を大幅に下回っている状況（要請レベル）及び政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等は発出されていないが、部分的な活動制限等が求められている状況

レベル2

（感染状況） 政府によるステージ・指標で、山梨県において、6指標のうち、概ね半分（3指標）以上がステージⅢの目安を下回っている状況（要請レベル）及び政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等は発出されていないが、一定の活動制限等が求められている状況

レベル3

（感染状況） 政府によるステージ・指標で、山梨県において、6指標のうち、概ね2/3（4指標）以上がステージⅢの目安を上回っている状況（要請レベル）及び政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等のうち、何らかの要請が発出されている状況

レベル4

（感染状況） 政府によるステージ・指標で、山梨県において、6指標のうち、概ね2/3（4指標）以上がステージⅣの目安を上回っている状況（要請レベル）及び政府による「緊急事態宣言」が発令され、山梨県が対象区域に指定された状況、または山梨県の自治体による独自の「緊急事態宣言」が発令され、大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等が発出されている状況

レベル5

（感染状況） 政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標うち、ほぼ全ての項目でステージⅣの目安を上回っている状況、かつ全国的に2～3日で累積感染者数が倍加するような感染爆発状態にあるか、その状態に入る危険性の高い状況（要請レベル）

政府による「緊急事態宣言」が発令され、山梨県が対象区域に指定された状況、かつ大学・学校等への休業要請とともに強い外出自粛・往来自粛要請等が発出されている状況

3 大会期間（入厩後から競技会終了まで）中の関係者の発症について

発症者が確認された場合、競技会活動（練習・競技場の設営）を速やかに中止し、宿舎で待機とする。

- ① コロナ対策 BCP 会集し、対策案を決定した後、理事会を速やかに開催し、対応を決定し、周知する。但し、時間に限りがあるため、大会会長が早急に決断し、周知が必要と判断した場合、理事会を開催せずに周知を行う

- ② 決定すべき判断・対応は下記の通りとする
 - (ア)大会及び競技会の継続
 - (イ)退厩プロセス及び設営の片づけ等
 - (ウ)継続であるならば継続方法について
 - (エ)メディア等への対応
 - (オ)各大学への連絡
 - (カ)その他